

議第68号

高山市手数料条例の一部を改正する条例について

高山市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和元年9月3日提出

高山市長 國 島 芳 明

提案理由

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正に伴い改正しようとする。

高山市手数料条例の一部を改正する条例

高山市手数料条例（昭和36年高山市条例第30号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
(手数料の種類及び金額) 第2条 手数料を徴収するものの種類及びその金額は、次のとおりとする。				(手数料の種類及び金額) 第2条 手数料を徴収するものの種類及びその金額は、次のとおりとする。			
種類		1件につき	件数区分等	種類		1件につき	件数区分等
(1)の部～(40)の7の部 (略)				(1)の部～(40)の7の部 (略)			
(40)の8 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下この部、(40)の8の2の部及び(40)の8の3の部において「法」という。）第29条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査	性能向上計画認定申請手数料	登録住宅性能評価機関が法第30条第1項各号に掲げる基準に適合することを証する書面を添付する場合その他知事が定める方法による場合の款・その他の場合の款 (略)	<u>1</u> 申請をもつて1件とする。	(40)の8 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下この部、(40)の8の2の部及び(40)の8の3の部において「法」という。）第29条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査	性能向上計画認定申請手数料	登録住宅性能評価機関が法第30条第1項各号に掲げる基準に適合することを証する書面を添付する場合その他知事が定める方法による場合の款・その他の場合の款 (略)	<u>1</u> の建築物をもつて1件とする。
(40)の8の2 法第31条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査	性能向上計画変更認定申請手数料	登録住宅性能評価機関が法第30条第1項各号に掲げる基準に適合することを証する書面を添付する場合その他知事が定める方法による場合の款・その他の場合の款 (略)		(40)の8の2 法第31条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査（建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に併せて新たに追加される建築物にあっては(40)の8の部の手数料を適用する。）	性能向上計画変更認定申請手数料	登録住宅性能評価機関が法第30条第1項各号に掲げる基準に適合することを証する書面を添付する場合その他知事が定める方法による場合の款・その他の場合の款 (略)	

(40)の8の3の部～(43)の部 (略)			
(44) 消防法第11条 第1項前段の規定に 基づく貯蔵所の設置 の許可	(1)の款～(4)の款 (略)	1申請をもつ て1件とする 。	
	(5) 浮き屋根式 特定屋外タンク 貯蔵所及び浮き 蓋付特定屋外タ ンク貯蔵所		アの項・イの項 (略)
	ウ 危険物の貯蔵 最大数量が1万 キロリットル以 上5万キロリッ トル未満のもの		<u>1,580,000</u>
	エ 危険物の貯蔵 最大数量が5万 キロリットル以 上10万キロ リットル未満の もの		<u>1,940,000</u>
	オ 危険物の貯蔵 最大数量が10 万キロリットル 以上20万キロ リットル未満の もの		<u>2,260,000</u>
	カの項～クの項 (略)		
	(6)の款～(12)の款 (略)		
(45)の部～(59)の部 (略)			
備考 (略)			

2 (略)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例中第2条第1項の表(40)の8の部及び(40)の8の2の部の改正は建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律(令和元年法律第4号)の施行の日から、同表(44)の部の改正は令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第2条第1項の表(44)の部の規定は、令和元年10月1日以後に申請のあった事項に係る手数料について適用する。

(40)の8の3の部～(43)の部 (略)			
(44) 消防法第11条 第1項前段の規定に 基づく貯蔵所の設置 の許可	(1)の款～(4)の款 (略)	1申請をもつ て1件とする 。	
	(5) 浮き屋根式 特定屋外タンク 貯蔵所及び浮き 蓋付特定屋外タ ンク貯蔵所		アの項・イの項 (略)
	ウ 危険物の貯蔵 最大数量が1万 キロリットル以 上5万キロリッ トル未満のもの		<u>1,590,000</u>
	エ 危険物の貯蔵 最大数量が5万 キロリットル以 上10万キロ リットル未満の もの		<u>1,950,000</u>
	オ 危険物の貯蔵 最大数量が10 万キロリットル 以上20万キロ リットル未満の もの		<u>2,270,000</u>
	カの項～クの項 (略)		
	(6)の款～(12)の款 (略)		
(45)の部～(59)の部 (略)			
備考 (略)			

2 (略)